

まちづくりファンド「はじめの一步」部門助成団体 「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会 ニュース準備号

2010. 6. 29 「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会メンバー*1 担当 稲垣道子
連絡先: 電話(3702)3274 FAX (3702)3219 MAIL:pxu16245@nifty.com

メールアドレスやファックス番号を存じ上げているみなさまにお知らせします。

これまで「区民と考える街づくり条例フォーラム参加者有志」としてお知らせしてきましたが、この度、「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会というグループ名(砧地域在住の松田宏さん命名)でまちづくりファンド「はじめの一步」部門の助成を受けることになりましたので、今後は、設立準備会の名前でお知らせします。

今回は、区及び区議会の動きと有志の活動についてのお知らせです。

1. 街づくり条例改正関係の区及び区議会の動き

A: 6月1日条例改正素案等発表

区報のほか、区のHPあるいは窓口での閲覧などにより、

- ①「世田谷区街づくり条例改正の考え方」に対する区民意見とそれに対する区の考え方
- ②改正世田谷区街づくり条例(素案)の概要と今後の予定
- ③世田谷区街づくり条例 新旧対照表

をご覧になったと思います。街づくりフォーラム参加者や街づくり協議会には郵送もされたようです。

B: 区による説明会等の開催は、予定なし

上記①の23ページに「条例改正についての説明会・意見交換会については、現段階では想定しておりませんが、ご相談があれば個別に判断してまいります。」と書かれており、また、区議会での報告によっても説明会等の開催は予定していないとのこと。

C: 継続審議扱いの「街づくり条例改正に区民意見の反映を求める陳情」のその後

2月に区議会議長に提出した陳情は、「より詳しい案の公表の後、再度パブリックコメントを実施し、それをふまえて十分審議してほしい」という趣旨でしたが、4月23日の都市整備常任委員会における陳情審議の結論は、すでに多くの方にお知らせしたとおり、継続審議でした。議事の進め方に関する陳情なので、今後、議会が文字通り「継続して審議」してくれることを期待はしていますが…

2. 街づくりフォーラムに参加した区民有志の活動

2月の区議会陳情、区長陳情に当初段階で関わった有志が集まって話し合い、

- ・重要な改正なので、十分時間をとって検討したい。(予定では9月議会で改正、10月公布)
- ・区民としても何らかの提案をしていきたい。

の2点を基本にして、いくつかの活動を始めることにしました。

A: 新たな2つの区議会陳情

6月11日の区議会陳情締切に間に合わせて

- ①街づくり条例(素案)についての説明会開催を求める陳情
- ②区議会が街づくり条例のあり方について、参考人の意見を聞くことを求める陳情
- ③現行街づくり条例第22条第2項のただし書きの削除を求める陳情*2

を有志が分担して代表者になって提出しました。①については、要望扱いに変更しましたが、②、③については、7月1日(木)午前10時開催の都市整備常任委員会で審議される予定です。

B：「区民意見とそれに対する区の考え方」及び条例素案内容の検討

他区市の条例との比較も行いつつ、有志で検討しています。

C：区に対して、区民主権の検討会開催への支援を要請

上記のように「区主催の説明会開催は考えていない」ということですが、5月27日の都市整備常任委員会の休憩時間中に渡辺都市計画課長に話したところ、「呼ばれれば、行って話をすることは考えたい。」ということでしたので、6月議会の終了（18日）を待って6月24日に黒木実さんと稲垣道子で課長を訪問し、街づくり条例について区民主権の検討会開催への支援（課長他の出席、会場確保、開催通知の送付）を要請しました。結論は出ていませんが、今後、よいお知らせができることを期待しています。（都市整備方針見直しの際に、「わいわい会議」が数回開催されたことをご記憶の方もありますが、この場合も区民主権の会議に区が協力した形でした。）

D：まちづくりファンド「はじめの一步」部門の助成決定

冒頭に書きましたように「『(仮称)街づくりの仲間たち』設立準備会」というグループ名でまちづくりファンド「はじめの一步」部門の助成が決定しました。（形式上の代表者は、稲垣道子）

活動に資金が必要であること、フォーラムで提案した区による「(仮)区民街づくり会議」設置の見込みが少なくとも当面はなさそうなので、街づくりに関心のある区民が交流できる場を作りたいと考え、そのための準備活動に対する助成を受けた次第です。

E：区議と区民の懇談会開催

日時：7月19日（月・休日）18時半～

場所：キャロットタワー5階セミナールーム

で、街づくり条例についての区議と区民の懇談会を開催します。ぜひ、ご予定ください。

*1 今のところ、メンバーは、2月に区議会陳情及び区長陳情した際、当初に名前を挙げた方及びまちづくりファンドの助成申請の際にグループに加わった方を中心にしています。

*2 現行の街づくり条例第22条と関連する第24条の規定は、以下です。区の素案では改正対象になっていません。第22条第2項ただし書きにより、重要な地区の推進地区指定が区長だけの判断で行われることの問題点がフォーラムの中でも指摘されていました。

(街づくり推進地区の指定)

第22条 区長は、誘導地区のうち、地区街づくり事業を重点的に推進すべき区域を街づくり推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

2 区長は、推進地区を指定する場合には、区議会の議決を経なければならない。ただし、指定する区域のすべての区域が次に掲げる区域内であるときは、この限りでない。

(1) 法第59条第1項の認可を受けた都市計画事業の施行区域

(2) 地区計画等を決定した区域であって、当該地区計画等に基づく地区施設の整備を行う区域

(3) 国土交通大臣又は東京都知事による認可等を受け、区が行う市街地の整備、開発及び保全に係る事業で規則で定めるものの事業区域

(公共公益施設等の整備の促進)

第24条 区長は、推進地区については、地区街づくり事業の推進のため用地の先行取得を行うものとする。

2 区長は、推進地区については、公共公益施設の整備の促進に努めなければならない。